

自己負担額が
軽減されます

高額医療・ 高額介護合算療養費の申請を

高額医療・高額介護合算療養費制度は、医療保険と介護保険の両方のサービスを利用する世帯の負担を軽減する制度です。

世帯の医療保険制度と介護保険制度の自己負担額の合計額が高額となった場合に、一定の限度額（右表参照）を超えた金額が支給されます。

対象者には通知しますので、忘れずに手続きをしてください。

■ 対象期間 令和元年8月1日～令和2年7月31日

■ 通知対象者

後期高齢者医療保険または富里市国民健康保険に加入している人には、令和3年3月から4月頃に通知を発送します。

通知に基づき、国保年金課の窓口で手続きをしてください。

※次の要件に該当する人は、通知が届かないことがありますので、対象となるかどうかは問い合わせてください。

○ 対象期間に他市町村から転入した人

○ 対象期間に他の健康保険から国民健康保険や後期高齢者医療医療保険に医療保険が変わった人

※社会保険などに加入している人の申請は、加入先になります。加入先の取り扱い窓口に問い合わせてください。

■ 注意事項

○ 自己負担額には、食費や居住費、差額ベッド代などは含まれません。

○ 70歳未満の人の医療費は、1ヶ月21,000円以上の自己負担額を合算の対象にします。

○ 負担限度額を超えた金額が、500円以下のときには支給されません。

○ 70歳～74歳の人と70歳未満の人が混在する世帯の自己負担限度額については、問い合わせてください。

問い合わせ先 ● 国保年金課 高齢者医療年金班 ☎ (93) 4085
国保班 ☎ (93) 4083
● 高齢者福祉課 介護保険班 ☎ (93) 4980

限度額基準表（年額）

■ 70歳未満の人がいる世帯

所得区分（基礎控除後の総所得金額等）	限度額
901万円超	212万円
600万円超 901万円以下	141万円
210万円超 600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
住民税非課税世帯	34万円

■ 70～74歳の人がいる世帯

■ 後期高齢者医療制度で医療を受ける人がいる世帯

所得区分（課税所得）	限度額
現役並み 所得者	III (690万円以上) 212万円
	II (380万円以上) 141万円
	I (145万円以上) 67万円
一般	56万円
住民税 非課税	低所得者Ⅱ(※1) 31万円
	低所得者Ⅰ(※2) 19万円

※1 同一世帯の世帯主と国保被保険者が住民税非課税の人（低所得者Iを除く）

※2 同一世帯の世帯主と国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額80万円として計算）を差し引いたときに0円となる人

国民年金のお知らせ

問い合わせ先 ● 国保年金課 ☎ (93) 4085 ● 幕張年金事務所 ☎ 043 (212) 8621

60歳以上の方の任意加入

老齢基礎年金を受給するには、保険料納付期間、保険料免除期間、任意加入できる人が任意加入しなかった期間（※カラ期間）などを合算して、原則として10年以上の資格期間が必要です。

※カラ期間…昭和36年4月以降で、20歳から60歳までの間に、国民年金に任意加入しなかった期間。資格期間には含まれますが、年金額の計算には含まれません。

■ 老齢基礎年金の受給資格を満たすために

60歳の時点で、受給に必要な年数が不足している人は、加入期間を65歳まで延長することができます。

さらに、65歳になっても、必要な年数が不足していて年金を受けられないときは、昭和40年4月1日以前に生まれた人を対象に、70歳になるまで加入できる特例制度があります。

ただし、任意加入者には免除制度がありませんので、注意してください。

■ 受け取る年金額を増やすために

老齢基礎年金を受ける資格があっても、以前に保険料の未納期間や免除期間があり、満額の年金を受けられない人も、任意加入で年金額を増やすことができます。ただし、厚生年金に加入中の人や、65歳になる前に老齢基礎年金を繰り上げて受給している人は加入できません。

老後だけではありません 障害年金をご存じですか

年金には、障がいを負った時や、20歳前から障がいがある場合に受給できる障害年金があります。

障害年金は、国民年金加入中（加入していた人は、60歳～64歳の期間に基礎年金部分を繰上げ受給していない場合も含む）に初診日がある病気や、けがで一定の基準以上の障がいを負った人に支給されます。

請求は、初診日から原則1年6か月以降（1年6か月後が20歳未満のときは20歳以降）にできます。

■ 保険料納付条件

受給するためには、保険料納付条件のいずれかを満たす必要があります。

○ 初診日の前々月までの被保険者期間のうち、納付期間や免除・猶予期間などが3分の2以上あること

○ 初診日に65歳未満の人が、初診日の前々月までの直近1年間に未納がないこと（令和8年3月31日まで）

■ 納付の特例

20歳未満の初診日で障害基礎年金を受給する場合は、保険料の納付条件はありません。

初診日が厚生年金期間中である場合は、障害厚生年金の対象になります。

付加年金で年金額を増やしませんか

月々の定額の保険料に加え、付加保険料を納付することで、将来受給する年金額を増やすことができます。

■ 対象 国民年金第一号被保険者

※保険料免除、納付猶予を受けている人、国民年金基金加入者は対象外

■ 付加保険料 月額 400円

■ 付加年金額 付加保険料納付月数×200円（年額）

※付加年金額は、基礎年金や厚生年金のように、物価の変動による金額のスライドはありません。

【例】付加年金を10年間納付した場合、合計48,000円の負担になりますが、受給する年金額は24,000円（年額）増加します。

国民年金保険料の納め忘れはありませんか？

国民年金の給付には、老後の生活保障である老齢基礎年金だけでなく、思わぬ事故等により障害が残ったときの障害基礎年金、生計を維持している人が亡くなったときの遺族基礎年金があります。

保険料を納付期限までに支払っていないと、このような年金を受け取れないことがあります。また、納付期限から2年間を経過すると保険料を納付することができなくなるため、将来、受給する老齢基礎年金の年金額が少なくなったり、受け取れなくなったりする場合があります。

あなたや家族の年金を守るためにも、保険料は忘れずに納付しましょう。

保険料は、日本年金機構から送付される「納付書」で、金融機関・郵便局、またはお近くのコンビニエンスストアで支払うことができます。